

重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

1. 法令等の名称・番号	輸出貿易管理令(昭和24年12月1日政令第378号)
2. 所管府省庁	経済産業省
3. 根拠法令	外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)第47条、第48条
4. 定期的見直し条項の有無、その内容	なし
①定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由	—
②定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価	条約等の国際約束の制定・改正等に応じて、的確に規制対象貨物等の見直しを行っているところであり、定期的見直しを行う必要性は低いものもあるが、今後、検討したい。
5. 過去の見直しの経緯	別紙のとおり
①見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方 見直しの範囲とその内容	条約等の国際約束の制定・改正、物資所管官庁からの規制ニーズ等に応じて、外国為替及び外国貿易法の法目的に合致することについて判断した上で、規制対象貨物の見直しを行っている。 政令改正に伴い、関連する省令、告示、通知・通達等も併せて見直しを行い、必要に応じて制定及び改正の措置を講じている。
②見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方	—

輸出貿易管理令に基づく輸出規制について

平成18年3月27日
経済産業省貿易管理部

1. 輸出規制に係る基本的考え方について

貿易は原則自由という考えの下、大部分の貨物については自由に輸出を行うことが可能となっている。この原則を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（外為法）では、我が国及び国際社会の平和・安全の維持を期し、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的として、安全保障上の観点から、また、条約等の国際約束を履行するため必要となる最小限度の規制を行うこととしている。

<参考>

輸出申告数：1,354万件（平成16年）

輸出許可・承認申請数：2万件（平成16年）

2. 現行規制について

(1) 許可に係らしめるもの（安全保障上の輸出規制）

国際的な平和及び安全の維持を妨げるものとして、国際輸出管理レジームにおいて管理すべき貨物として指定されたもの等を許可制に係らしめている（外為法第48条第1項、輸出令第1条関係）。

<規制対象>

武器（1項） 原子力関連（2項） 化学・生物兵器関連（3項） ミサイル関連（4項） 通常兵器関連（5項～15項） キャッチオール規制（16項）

(2) 承認に係らしめるもの（安全保障以外の国際約束に基づく輸出規制）

外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行のため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は我が国の平和及び安全の維持のために特に必要があるときに閣議決定により、輸出令別表第2に掲げる以下の貨物を承認制に係らしめている（外為法第48条第3項、輸出令第2条関係）。

<規制対象>

国際条約等の国際約束に基づくもの

ワシントン条約に基づく野生動植物、バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等

国内の需給逼迫の回避、天然有限資源の保護等

魚粉、配合飼料、漁船等、国宝、麻薬等

3. 規制の見直しについて

(1) 許可に係らしめるものについての見直し

国際輸出管理レジームにおける取り決め等に基づき、毎年度、規制対象貨物の見直しを行っている。

(2) 承認に係らしめるものについての見直し

条約等の国際約束の制定・改正等に応じた規制対象貨物の見直しを行っている。

<参考> 過去5年における主な改正について

施行日	改正概要
平成 13.11. 1	[承認関係] ロンドンガイドラインの国際的な解釈と整合性を図ることに伴う水銀の輸出規制。
平成 13.5.16	[許可関係] ワッセナー・アレンジメントにおける合意等を踏まえ、電子計算機等に係る規制緩和（敷居値の引き上げ）。
平成 14. 1. 1	[承認関係] 石油産業の需給調整規制の撤廃等に伴う石油及び石油製品の輸出規制の解除。（アンゴラ向けについては国連安保理決議による供給禁止を遵守するため、輸出規制を解除せず。）
平成 14. 4. 1	[許可関係] 別表第1の16の項の品目拡大。全地域から米国等25カ国（ホワイト国）を許可対象外とする。
平成 14. 7.15	[許可関係] オーストラリア・グループ及びワッセナー・アレンジメントでの合意に基づき、軍用の化学製剤の製造に用いられる製品の部分品の輸出について見直し。
平成 14. 9.30	[許可関係] ライフルスコープの輸出規制（別表第1の1の項）。
平成 14.11.28	[承認関係] モントリオール議定書の担保（臭化メチルの輸出規制）。
平成 14.12. 9	[承認関係] ユネスコ条約の担保（重要有形民族文化財等の輸出規制）。
平成 14.12.27	[承認関係] アンゴラに対する制裁解除に基づく輸出規制の解除。
平成 15. 1.10	[承認関係] キンバリー・プロセス証明制度の担保（ダイヤモンドの輸出規制）。
平成 15. 2.24	[承認関係] モントリオール議定書の担保（プロモクロロメタンの輸出規制）。
平成 15. 4. 1	[許可関係] 別表第4の2の国名表記の変更。
平成 15. 4.14	[承認関係] 知的財産侵害品の積戻し規制（商標権侵害品から知財侵害品全般へ規制拡大）。
平成 15. 6. 6	[承認関係] イラクに対する制裁解除に基づく輸出規制の解除。
平成 15.11.24	[承認関係] 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の担保（放射性廃棄物の輸出規制）。
平成 16. 1. 1	[承認関係] モントリオール議定書の担保（ハイドロクロロフルオロカーボンの輸出規制）。
平成 16. 1.20	[許可関係] ワッセナー・アレンジメント、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、ミサイル関連機材・技術輸出規制の合意に基づく改正を行い、軍用の細菌製剤の浄化装置、磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置について許可を必要とした。またホワイト国に韓国の追加。
平成 16. 5.17	[承認関係] スtockホルム条約の担保（PCB、DDT等の残留性有機汚染物質の輸出規制）。
平成 16. 9.13	[承認関係] ロッテルダム条約の担保（特定の有害な化学物質及び駆除剤の輸出規制）。
平成 17. 1. 1	[許可関係] ワッセナー・アレンジメント、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、ミサイル関連機材・技術輸出規制における合意に基づく改正。
平成 18. 1. 1	[許可関係] ワッセナー・アレンジメント、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、ミサイル関連機材・技術輸出規制における合意に基づく改正。
平成 18. 1. 1	[承認関係] IAEA 放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスの担保（放射性同位元素の輸出規制）。